

2026年度 山形県サーキット競技会 第2戦

ローカルルールと競技の条件

日時：2026年6月9日(火)

場所：湯の浜カントリークラブ

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023年1月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって4半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) No14、No15、No16、No18において球が現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その球はアウトオブバウンズとする。

2. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所 (例：車両の移動による損傷)。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は1つの異常なコース状態として扱う。
- ② 動かさない障害物によって囲まれて造園された区域 (花壇や低木の植込みなど) とその区域に生長しているすべての物は1つの異常なコース状態として扱う。
- ③ U字排水溝はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。(但し、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある U字排水溝を除く)
- ④ 人工の表面を持つ道路に隣接している U字排水溝はその道路の一部として扱う。
- ⑤ 電磁誘導カートの2本のレールは、その2本の全幅をもって1つのカート道路とみなす。このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態プレーするか、規則 16.1b に基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。一方、球がカート道路にある場合はあるがままの状態プレーすることはできず、プレーヤーは規則 16.1b に基づく救済を受けなければならない。この場合、球のライだけでなく、スタンスや意図するスイング区域も含めて救済を受けなければならない。

3. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第2段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

4. 防球ネット (ローカルルールひな型 F-25)

No2・15・16・17・18の防球ネットから規則 16.1b の救済を受ける場合、その完全な救済のニヤ

レストポイントは、その防球ネットの上を越えたり、中や下を通さずに決めなければならない」

5. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰—失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

6. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には次の合図とカートのアラームによって合図する。

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

7. 練習

ホールとホール間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. プレー禁止区域

No11、No14にある青杭の上部に白テープが巻かれ、白線で囲まれた区域はプレー禁止くいきであり、異常なコース状態として扱われる。規則 16-1f

に基づきそのプレー禁止区域による障害からの救済を受けなければならない。

9. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.2）

- ・ 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰：

：プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。

違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

10. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

11. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、山形県ゴルフ連盟により会場で公表される。

12. 競技の結果—競技の終了時点

競技の結果はホームページに成績が表示された時点をもってその競技は終了となる。

13. 行動規範

プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- 受け入れられない言動をする
- クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ドレスコードに従わない
- その他ゴルファーとして相応しくない態度
- 認められていない場所での喫煙、飲酒
- 主催者が要請するに従わない

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- 2 回目の違反－1 罰打
- 3 回目の違反－2 罰打
- 4 回目の違反や重大な非行－失格

山形県ゴルフ連盟

お知らせ

1. 指定練習日 : 5月7日(木)～6月8日(月)のうち2日間は会員並み扱いとする。
予約は、お電話での予約後、所属クラブより申し込み FAX をお願い致します。
但し、5月15日(金)、5月19日(火)～22日(金)を除く。
6月8日(月)の最終スタートは午前10:00とする。
2. 組合せ : 組合せ表にて確認願います
スタート時刻 8:00
3. 開場時間 : 6:30
フロントでサイン願います。
4. レストラン・軽食 : レストランの利用は可とします。但し、軽食の提供はいたしません。
5. 表彰式 : 表彰式は行いません。
6. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。
7. ゴルフ利用税 : 18歳未満及び70歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
8. 携帯電話の利用 : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用する場合は、携帯電話の使用を認めます。
9. 喫煙場所 : コース内・クラブハウス内は全面禁煙となります
喫煙場所は、マスター室前、1番ホールスタートハウス、5番ホール売店、14番ホール売店の指定された場所

- 10 その他 : 大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp/yamagata/>) をご利用
願います。
- 11 欠場連絡方法 : 加盟倶楽部会員所属倶楽部を通じて、**FAX で送付すること。**
加盟倶楽部会員以外
山形県ゴルフ連盟事務局宛 (大会期間中は開催コース内大会本部 (連盟)
に **FAX** で送付すること。
電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。
無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮した
うえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すこ
とがある。

山形県ゴルフ連盟